

科 目 名	受講クラス	学籍番号	氏名
刑法			

採 点

果 1 甲 非 見

7. 甲がVに対し、代金の返却を求めたところ、Vは拒否し、乙にこれを
持たせたと偽りに707. 留置罪(刑法246(以下、法略)23条)又は
詐欺罪(246条項)が成立する。

2. (1) 寄託と詐欺の区別に於て、詐欺が成立した場合には、財物の占有が直接移転するに必要であり占有の移転は足りず、又貸付者がその移転の外形的事実を認識しないことが必要である。

(2) 本問では、 V は、甲が、近頃の喫茶直に鑑定人から得た u のことで、甲は像を鑑定させて、この発言に基づき、 u 像を甲に引渡している。

甲は、この14席を全て手直し。ホテルを出て、タクシーに乗って自宅に帰って
いふことから、14席の所有は、事実上支配は、Vの支配領域外に
出ており、Vから甲及び乙にその所有が直接に移転しているといふ。

また、Vは、甲が「近頃の茶店には鑑定人が鑑定する旨の
発言をして、画像をばらばらに渡し、近頃の茶店」といふは、Vのま
るで外ではあることは明らかであるため、右の報告の外形的事実を認
識してよいであろう。

(3) $17 = 11 \times 7$, 第 11 行第 7 列的数成立 $\therefore$

3. (イ) 民法では、財産的価値のある有体物であり「財物」とある。

(2) 甲は、Vに対し、~~金銭~~ 2000円相当の~~金~~を貸し出すことに、これを
支払うつもりである旨をVに告げる。上記2の行為を以て~~甲はVに~~
~~金銭を~~ 貸し出す中~~に~~あり、次にVは、甲が注
入の中に2000円相当の~~金銭~~を振り込み、口座を貸すという。
そのため、甲は、Vを~~金銭を~~ 貸し出すとせよ、といえる。

(3) 表. 甲. W 与 W' 的差. $W - W' = 2.5$

上記行為により、レが錯誤に陥り、公序を害したことを認識
認識しては下ぬ。詐欺の故意がある。 ~~至多に~~ 至多、不法領得の
意思も当然認めらる。

4. 以上より、甲のVには前記A為に詐欺罪(246条項)が成立する。

5. 下記に、甲が、VからTまで突進したのに対し、VからTまで奪取して殺害した。VにTまで一回突進してVにTまで殺害した罪(199条203条)が成立する。

(7). 甲の行為は、身体15cmの7177V~~の~~腹部という身体部分に突刺したものであり、VF~~に~~対して現実の危険性があるため、殺害の事実行為に当たります。

(2). また、甲は、殺意をもつて乙を殺害する故意が認められる。

~~おーもーは。甲子。K45T17F字F2052T01に付17. 65字T高~~
~~に付17. 65字T高。正計17(36条)付17. 65字T高~~

~~(2) I. 存在 $\frac{3}{2}$ 及 $\frac{1}{2}$ 的 $\sqrt{h}$~~

(3). 甲は、VのBのKの請求権を譲渡した。2000円の時価を請求する
 権という「財産上の利益」を免れようとして、上記行為をいふよう
 に、用として、知人同士でさばり、前後面の間柄であり、また、
 免状証が見られておらず、Vに身元を知られておいたため、甲の行為に
 より、~~財産上の利益~~ Vには請求権の行使は事実上困難となる。よ
 り、利益を得たといえる。

(5). 甲. 1500 支煙草を賣却して得た金で、

2頁強盗の故意もあり。

(5) よて、甲は、2頁強盗が成立し、240条にいう強盗致しに当たるとして、甲は、上記5(1)・(2)で述べた通り、殺人の故意でVに負傷させているため、強盗殺人未遂となる。

6. もともと、甲には、正当防衛(36条2項)が成立しない。

(1) '急迫不正の侵害'とは、違法な侵害が現に存在し又は間近に迫っているという。甲は、VからT17を突っつけられているが、違法な侵害が現に存在しているといえる。

(2) また、甲は、自分の生命という「権利」を保全するために、どうして上記行為に及んでいる。

(3) 正当防衛には、死ぬという文句があり、防衛意思が必要だが、これは、急迫不正の侵害を認識し、これを排除しようとする心理状態という。

甲は、Vから、侵害を受け、自分の身を守ることも、16歳の少女や、兄の死を免れようとする意思があり、侵害を認識し、これを排除しようとする心理状態があるため、防衛の意思がある。

(4) 'やむを得ない限り'とは、必要最小限度の手段であることと意味する。

甲は、2m、170cm、82kgの男性であり、Vは、160cm、53kgの女性で、年齢も6歳と若いといえることと比較して、身長や体重に明らかな優位な立場にあるため、Vから、刀15cmのT17を突っつけられた際に、T17を取り返し、これを制圧することは可能であり、その後、Vの腹部を突いたことは、必要最小限度の手段と認められ、やむを得ない限りといえる。

7. よて、正当防衛が成立せず、過剰防衛(36条2項)となる。

第2 2の罪責

1. 乙がAの像の保管をして行爲に当る等保管罪(256条2項)が成立する。

(1) 同Aの像は、甲がV55詐欺により取得した物であり、~~乙が盗取~~
その財産に對する罪に當る行爲は、~~乙が盗取~~ 金銭その他の物、に於ては

(2) 乙は、甲が上記Aの像を盗取する際に、~~盗品の認識~~ 外には
とて、甲が、一連の事情を以て明らかなるに、~~保管~~ 保管に於て、
256条2項が成立する問題となる。 (盗品の可能性)

この点、同項の保護法益は、~~盗品の~~ 侵害に於ては盗品性と
認識に依りて保管を継続した場合に、上記法益を侵害する
ため、256条2項が成立し、~~保管~~ 保管の継続を解する。

~~乙は~~ 乙は、甲が一連の事情を以て明らかなるに、~~保管~~ 保管を継続して
ため、~~保管~~ 保管の継続を解する。

(3) 乙は、上記事実の認識を有し、故意外には

(4) よつて、乙には~~盗品の~~ 保管罪が成立する。

2. 乙が甲の無断でAの像を売却し、500円を費消して行爲を、下記の
通り、横領罪(252条1項)が成立する。 (横領の金銭)

(1) Aの像の民法上の所有権は、Vにあるが、委託された物の~~刑法上の~~
所有権は、委託関係の保護範囲から委託者たる甲に帰属するといへ
るものであり、~~乙は~~ 乙がAの像を売却し、500円を、乙が所有する
甲の物に於ては、

(2) 乙は、不法にAの像を売却し、500円を費消して行爲を、~~乙は~~ 乙は、~~委託関係~~ 委託関係を以て、
500円を所有し、これを費消して不法にAの像を売却し、~~乙は~~ 乙は、~~委託関係~~ 委託関係を以て、
500円を所有し、これを費消して不法にAの像を売却し、~~乙は~~ 乙は、~~委託関係~~ 委託関係を以て、

(3) よつて、横領罪が成立する。

H26

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名
刑訴法			

採点

第1.

1. 141 甲に於ける取調べに利用したICレコーダ(「本件ICレコーダ」という。)は、伝聞証拠 ~~も~~ (刑訴法20条)として、証拠能力が否定された。

2. (1) そもそも、伝聞証拠とは、~~供述~~ 供述証拠として利用された公判外供述という。「供述証拠」とは、「供述」とは、供述者の過去の~~供述~~事実を表明する言語的表現であり、「供述証拠」とは、その~~事実~~ 事実について、表現の内容通り、~~事実~~ 事実が存在するかどうかを証明するために利用された場合の~~供述~~ 供述という。伝聞として要証事実との関係により、供述証拠にあるかどうかを判断することとなる。供述証拠

~~供述~~ 供述は、知覚・~~記憶~~ 記憶・~~伝達~~ 伝達という過程を経て顕出する。このように~~供述~~ 供述の各過程には誤りが生じ得る。裁判官の事実認定を誤らせるおそれがあるため、~~公判~~ 公判における裁判官の面前での信用性の全うをさせるため、供述証拠として利用された公判外供述は、伝聞証拠として20条により、原則として証拠能力が否定される。

(2) では、本件ICレコーダにおける甲の発言は、伝聞証拠にあらず。また、甲の「私は、平成25年12月24日にA社の預金口座 99800円を引出し、その日、乙知事に対し、車両購入代としてその100万円を差し上げ」とする言は、甲の過去の~~供述~~ 事実を表明する言語的表現であり、「供述」にあらず。また、~~乙知事~~ 乙知事は「購入代がある... 100万円はさうお礼です。」とお願ひし、乙知事は「私に伝

「おまじい」と言ておれ、と発言も、甲の過去の偽造事実の
存在と内容とが一致。『供述』にあたる。さて、こちらの供述は、「甲が
乙に対し賄賂として現金100万円を供与した」という要証事実と
の関係において、その要証事実の内容通りの事実が存在する
ことを証明するために利用されているから、『供述』にあたる。
そして、この供述証拠は、公判外でなされたことだから、
証拠として、320条~~第1項~~により、原則として証拠能力が
否定される。

(B3) また、本件ICレコーダの上記供述部分は、被告人の供述
を録取した書面、として、322条項により証拠能力があるとい
える。

(ア) また、本件ICレコーダは、書面、~~で~~そのものでないが、音声
の再生により書面と同様の機能をもつため、書面、に準じて扱
われる。

(イ) さらに、~~本件~~ ICレコーダは、供述を機械的に自動で
録音し再生することによってなり、再伝聞性を解消するため
要件である「被告人の署名若しくは押印」は不要と解される。

(ロ) さて、本件ICレコーダは、甲の~~録~~ 贈賄という犯罪事実の
一部を録取したものであり、「不利益な事実の承認と内容とが一致
する」といえる。

(エ) また、甲の自白の任意性にも問題はない。

理由は、185「この話の話をし、この話を聞いて、自白
しているため、任意性はない」